
平成18年第2回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成18年6月21日(水)

1. 議事日程第5号

平成18年6月21日(水) 午前10時開議

追加日程第1 議員発議について

意見書(案)の提出について

日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

日程第 2 討論

日程第 3 採決

日程第 4 議員派遣について

日程第 5 委員会の継続審査の付託について

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第 1 議員発議について

意見書(案)の提出について

日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

日程第 2 討論

日程第 3 採決

日程第 4 議員派遣について

日程第 5 委員会の継続審査の付託について

出席議員(19名)

1 番 宿 利 俊 行

3 番 松 本 義 臣

5 番 秦 時 雄

7 番 江 藤 徳 美

2 番 清 藤 一 憲

4 番 高 田 修 治

6 番 湯 浅 至

8 番 藤 野 修 二

9 番	藤 本 勝 美	10 番	日 隈 久美男
11 番	佐 藤 健次郎	12 番	後 藤 勲
13 番	穴 井 丈 洋	14 番	神 田 義 彦
15 番	安 達 宏 彦	16 番	片 山 博 雅
17 番	繁 田 弘 司	19 番	小 野 菊 男
20 番	横 山 富 夫		

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 倉 益 雄	議 事 係 長	穴 井 陸 明
---------	---------	---------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	助 役	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総 務 課 長 兼自治振興室長	小 幡 岳 久
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建 設 課 長	合 原 正 則	農 林 課 長	佐 藤 左 俊
農林課参事兼 農業委員会 事務局 長	小 川 敬 文	商工観光課長	河 島 広太郎
水 道 課 長	麻 生 長三郎	会 計 課 長	日 隈 駿 一
人権・同和对策 室長兼隣保館長	大 蔵 喜久男	学 校 教 育 課 長	坪 井 万 里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝 原 哲 夫	社会教育課参事	宿 利 博 実
わらべの館館長	酒 井 恵一郎	行 政 係 長	村 木 賢 二

午前10時00分開議

○議 長（横山富夫君） おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。

会議の定足数に達しております。これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は「町報くす」掲載のため写真撮影の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

す。

おはかりします。

本日、日隈久美男君から意見書（案）が提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） よって、意見書（案）についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議員発議について 意見書（案）の提出について

○議長（横山富夫君） 追加日程第 1、意見書（案）の提出について、発議第 5 号、日隈久美男議員外 5 名からお手元に配付してあります地方交付税改革に関する意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者日隈久美男君。

○10 番（日隈久美男君） おはようございます。

発議第 5 号

平成18年 6 月 21 日

玖珠町議会

議長 横山 富夫 殿

提出者	玖珠町議会議員	日隈久美男
賛成者	〃	湯浅 至
〃	〃	清藤 一憲
〃	〃	高田 修治
〃	〃	佐藤健次郎
〃	〃	安達 宏彦

地方交付税改革に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

地方交付税改革に関する意見書（案）

「三位一体改革」により、3 兆円の税源移譲が実現し、地方分権の推進に一定程度の成果を上げたものの国庫補助金負担金改革は十分なものとは言えず、地方交付税などについても 5 兆円が

削減されるなど地方の自由度が高まったという実感はない。むしろ、これまでの国庫補助負担金の一般財源化により、更に交付税に依存せざるを得なくなった県や市町村にとって、地方財政余裕論は不信の念を増幅させるものである。

現在、改革の焦点は、国と地方を通じた2010年代初頭のプライマリーバランスの黒字化などを目指すこととした「歳出・歳入一体改革」に移り、まさに国・地方の今後の財政を方向付ける「骨太の方針2006」の策定に向け、経済財政諮問会議などの場で議論が進められている。

なかでも、地方交付税については、地方のプライマリーバランスが黒字であることなどを理由に、大幅な削減や法定率の引き下げ、単純に人口と面積のみを基準とした新型交付税の導入といった、社会的、地理的諸条件を無視した議論もなされている。しかしながら農山漁村や中山間地など条件不利地域を抱えた地方が、都市部にはない、水源かん養機能、森林の二酸化炭素吸収機能・酸素供給機能・食糧生産機能、さらには、景観保全機能など国を形成する上で重要な役割を果たしていることも銘記すべきである。

このような中であって、県や市町村は、これまで市町村合併の推進、職員定数・給与の見直し、事務事業の簡素効率化など徹底した行財政改革を進めつつ、行政サービスの低下を来さないよう様々な努力を重ねてきた。今後の財政健全化に向けて、国と地方がともに行財政改革を進め、相互に協力することをいささかも否定するものではないが、先に削減ありきの交付税改革や地方の実情にそぐわない見直しは、懸命に行財政改革を行ってきた地方の努力が水泡に帰すのみでなく、地方の財政運営をさらに窮状に追い込み、ひいては住民サービスの著しい低下につながるものである。

このような事態を回避し、地方分権を実現するにふさわしい交付税改革となるよう、次の事項について強く求めるものである。

1 地方交付税の削減反対

地方交付税は、地方固有の財源であり、国の財政再建を目的とした一方的な削減や法定率の引き下げを行わないこと。

また、過去の景気対策や減税等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に履行することはもとより、地方公共団体の安定的な財政運営や県民生活に支障が生じないように、地方交付税総額の安定的な確保を図ること。

2 地方交付税の財源調整機能の堅持

地方交付税の見直しにあたっては、「人口・面積」のみによる配分など地方の実情にそぐわない算定方法の導入は行うべきではなく、地理的、社会的な地域の実情に基づく行政需要が適切に反映される仕組みとし、交付税が本来有する財源調整機能を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月21日

大分県玖珠町議会

議長 横山 富夫

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

総務大臣 竹中 平蔵 殿

財務大臣 谷垣 禎一 殿

○議長（横山富夫君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

意見書（案）に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 以上で討論終わります。

これより採決を行います。

本意見書（案）賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（横山富夫君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は可決することに決定いたしました。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（横山富夫君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長日限久美男君。

○総務委員長（日限久美男君） 総務常任委員会報告

平成18年第2回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案7件について、6月15日に審査した結果を報告します。

審査に先立ち平成17年度公有林整備事業実施した地域のうち、小原町有林について現地確認を行い、災害復旧事業及び利用間伐事業の必要性について強く認識したところです。

1 議案第83号 辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の策定について

本案は、日出生辺地に係る公共施設の総合的、かつ計画的な整備促進を行うための計画の策定である。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第84号 辺地（片草辺地）に係る総合整備計画の策定について

本案は、片草辺地に係る公共施設の総合的、かつ計画的な整備促進を行うための計画の策定である。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第85号 辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の策定について

本案は、古後辺地に係る公共施設の総合的、かつ計画的な整備促進を行うための計画の策定である。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第86号 辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の策定について

本案は、大野原辺地に係る公共施設の総合的、かつ計画的な整備促進を行うための計画の策定である。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第87号 辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の策定について

本案は、鏡辺地に係る公共施設の総合的、かつ計画的な整備促進を行うための計画の策定である。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第103号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体数の増減について

本案は、平成18年3月31日付けで、国見町、国東町、武蔵町、安岐町が合併し国東市となったことにより数が減少することに対し、議会の議決を求めるものである。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第104号 平成18年度一般会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ288万9,000円を追加し、総額をそれぞれ72億3,288万9,000円とするもので老人保健会計繰出金及び名草台遺跡発掘調査事業について質問が出たが、審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました議案7件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（横山富夫君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設委員長（藤本勝美君） 産業建設常任委員会報告

平成18年第2回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案10件、陳情1件について、6月15日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

- 1 議案第90号 玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について
- 2 議案第91号 玖珠町有機センターの指定管理者の指定について
- 3 議案第92号 玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について
- 4 議案第93号 玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 5 議案第94号 宇戸農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 6 議案第95号 東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について
- 7 議案第96号 玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの指定管理者の指定について
- 8 議案第97号 玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について
- 9 議案第98号 玖珠町鹿倉休憩舎の指定管理者の指定について
- 10 議案第99号 玖珠町観光物産館の指定管理者の指定について

以上、議案第90号から議案第99号は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、各施設の管理・運営を行わせる指定管理者を指定するものです。

各関係課長より説明を受けた後、一括して審査を行いました。

施設の管理・運営について、町としてさらに指導・助言が必要であるとの意見が出ました。

審査の結果、議案第90号より議案第99号は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 陳情第4号 山田川準用河川認定方について

本陳情は、山田川準用河川認定について、戸畑米山自治区代表 神崎馨、藤本良則、梶原義行氏外18名から提出されたものです。執行部出席のもと全員で、現地にて認定条件等について調査しました。

審査の結果、本陳情の願意は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案10件、陳情1件について審査の報告を終わります。

○議長（横山富夫君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） さらに指導助言が必要であるとの意見が出ました。どういう指導が必要かという意見が出たかをお聞きいたします。

○議長（横山富夫君） 産業建設委員長。

○産業建設委員長（藤本勝美君） 特にですね、畜産公園カウベルランドのくす等の二元化にして、二元化といいますか、ウエストと分離したと、分離したといいますか、そういったところが見られるが、そこらを農林課で特に指導してくださいと。それから三日月の滝も滝公園の方も、これ、特に今からですね、夏季に、夏季だけに絞らず年中と運営ができるように指導しなさいということとで話し合いました。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長藤野修二君。

○文教民生委員長（藤野修二君） おはようございます。

文教民生委員会報告

平成18年第2回玖珠町議会定例会において、文教民生委員会に審査の付託を受けました議案12件について、6月15日に審査した結果を報告します。

1 議案第78号 メルヘンの森スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の制定について

2 議案第81号 玖珠町使用料条例の一部改正について

議案第78号は、メルヘンの森スポーツ公園の完成に伴い、条例を制定するものであり、議案第81号は、玖珠町使用料条例の一部改正についてであるが、本案は、メルヘンの森スポーツ公園の設置に伴い、所要の措置を講ずるものであり、両議案は同時に審査を行いました。

質問の内容は、目的外使用、自販機の設置、クラブハウスの飲食物の持ち込み、キャンプ等での使用、町外者の使用料金、使用の時間帯、管理について等々多くの質問が出されましたが、特に維持管理について、面積が広い上に段差もあって眼が届きにくい等の難点も指摘され、十分な配慮の必要性が指摘されましたが、両議案とも妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第79号 玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

4 議案第80号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第79号は、障害者自立支援法に定める本町の審査会委員の定数を定めるものであり、また議案第80号は、障害者自立支援法に定める審査会の委員長及び委員の報酬を定めるものであり、両議案は、同時に審査を行いました。

審査の結果、両議案とも妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第82号 玖珠町健康保険税条例の一部改正について

本案は、国民皆保険制度の根幹をなす国保制度を維持し、今後の厳しい国民健康保険財政の健全化を図るためのものである。

審査では、玖珠町国民健康保険運営協議会の答申がされるまでの経過が報告され、過去に例がない2日間もかけての慎重審議で、「町民誰もが安心して医療を受けられる為にも、やむを得ないものである」と判断し、税率の改定案を答申したことが紹介された。また、食や運動を通しての町民の健康づくりや予防に一層の力を入れ、医療費の抑制が行われるような事業の推進を要望した。さらに今回の改正に関しては、町民に対する十分な説明を行うよう意見が出された。

本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第88号 玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について

本案は、玖珠町老人福祉センターの管理・運営を行う指定管理者を社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会に指定するものである。

これまで社会福祉協議会に老人福祉センターの管理・運営委託を行ってきた経過及び実績、また地域福祉を担う体制、スタッフの陣容の充実等考慮したとき、現状では、社会福祉協議会が最も妥当であるとの議論が行われました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第89号 玖珠町立くすのき保育園の指定管理者の指定について

本案は、玖珠町立くすのき保育園の管理・運営を行わせる指定管理者を社会福祉法人光輪福祉会理事長 帆足隆哉氏に指定するものである。昭和51年から現在までの玖珠町の委託を受けて、くすのき保育園の委託経営を行ってきた実績を考慮すれば本案は、妥当なものとして全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第100号 玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について

本案は、玖珠町自治公民館の管理・運営を行わせる指定管理者を指定するものである。

9 議案第101号 日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

本案は、日出生北部地区コミュニティーセンターの管理を行わせる指定管理者を指定するものである。

10 議案第102号 日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

本案は、日出生南部地区コミュニティーセンターの管理を行わせる指定管理者を指定するものである。

以上、議案第100号から議案第102号までの3議案については、同一主旨の内容であり、一括して審査しました。

審査の結果、3議案とも妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第105号 平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,889万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,392万2,000円とするものである。

本案は、妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第106号 平成18年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

本案は、平成18年度玖珠町老人保健特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,446万4,000円とするものである。

本案は、妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教民生常任委員会に付託を受けました議案12件について審査の報告を終わります。

○議長（横山富夫君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 議案第81号の中で、自販機の設置、クラブハウスの飲食物の持ち込み、キャンプでの使用、町外者の使用料金、使用の時間帯、管理についての質問が出されたと記載されておりますが、質問の答えですね、答えの内容はどんなものであったか、お聞かせ願いたいと思います。

○文教民生委員長（藤野修二君） 全部について。

○10番（日隈久美男君） おおまかでいいです。

○議長（横山富夫君） 委員長。

○文教民生委員長（藤野修二君） まず目的外使用につきましてはですね、芝を張ってない多目的のグラウンドについては、例えば地元が運動会で使いたいとか、そういったこととかなり自由に許されるということでありました。それから自販機の設置については、B&Gとか役場あたりも設置されるときには、設置の許可申請を業者が役場に出すと。そしてそのそれをもって役場が許可を行うということで、3台ほどスペースを一応確保してあるということでありました。

それから、クラブハウスの飲食物の持ち込みについてはですね、小林町長がドイツに視察に行つてドイツのクラブハウスでは飲食等がなされておると。しかも煮炊き等もその中でやっていいというふうな状況になって、大変活発な利用が行われてるということが報告され、そういったことで今回のクラブハウスもそういう許可をするという方向が報告されました。

それから、キャンプ等も、小学生とか中学生のキャンプ等は、特にクラブハウスなんかでもやってよしいという話でございました。

それから、町外者の使用料金につきましてはですね、一応町内の使用料金を極めて安く設定しておりますけれども、その一応倍を取るということでもあります。ただし、大会なんかで招待試合

とかいうふうなことになった場合は、地元が参加するのでそれに準じて同じ町内料金を充てると
いう、安く倍は取らないということでした。

それから、

○10番（日隈久美男君） あ、いいです。

○文教民生委員長（藤野修二君） よろしいですか。ま、等々の報告でございます。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

文教常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議長（横山富夫君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第78号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 議案第79号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 議案第80号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 議案第81号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 議案第82号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第83号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第84号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第85号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第86号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第87号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第88号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第89号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第90号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)

- 議 長（横山富夫君） 議案第91号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第92号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第93号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第94号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第95号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第96号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第97号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第98号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第99号に対する反対意見の発言を許します。

- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第100号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第101号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第102号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第103号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第104号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第105号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第106号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議長（横山富夫君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第78号と議案第79号は条例の制定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号と議案第79号については、一括採決することに決しました。

議案第78号と議案第79号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（横山富夫君） 起立全員です。

よって、議案第78号と議案第79号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第80号から議案第82号の3議案は、条例の一部改正についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第82号については、一括採決することに決しました。

議案第80号から議案第82号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（横山富夫君） 起立全員です。

よって、議案第80号から議案第82号の3議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第83号から議案第87号までの5議案は、辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号から議案第87号については、一括採決することに決しました。

議案第83号から議案第87号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第83号から議案第87号の5議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第88号から議案第102号までの15議案は、いずれも施設の指定管理者を指定することについてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第102号については、一括採決することに決しました。

議案第88号から議案第102号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第88号から議案第102号の15議案については、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第103号は、地方公共団体の数の増減についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

議案第103号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号は平成18年度玖珠町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第104号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第105号と議案第106号は、平成18年度玖珠町健康保険事業及び老人保健の特別会計補正予算についてであります。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第105号と議案第106号については、原案のとおり可決することに決しました。おはかりします。

議案第107号は、人事案件であります。

先日の議会運営委員長の報告にありましたように、直ちに本日の議題として採決までお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第107号を議題といたします。

議案第107号、玖珠町監査委員の選任について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) これで議案第107号の質疑を終わります。

おはかりします。

議案第107号は、議案の性格上討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、採決することに決しました。

これより採決を行います。

議案第107号、玖珠町監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第107号について、選任同意することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情1件について採決を行います。

陳情第4号、山田川の準用河川認定についての陳情であります。委員長報告は採択であります。

陳情第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第4 議員派遣について

○議長（横山富夫君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

今定例会より9月定例会まで、別紙議員派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長（横山富夫君） 日程第5、委員会の継続審査の付託についておはかりします。

本定例会において、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり担当委員会に継続審査を付託することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、次の議会運営について会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

ここで、議案第107号、玖珠町監査委員に選任同意されました中山キミ子君のご挨拶を受けたと思います。しばらくお待ちください。

中山キミ子さん、ご挨拶をお願いします。

○監査委員（中山キミ子君） おはようございます。本日玖珠町監査委員に就任するご同意をいただきまして、大変ありがとうございました。中山キミ子と申します。私にとりましては、全くの初めての経験でございますが、任務の重要性を重く受け止めまして、町行政が公正に効率よく進められ、住民の皆様から信頼が高められますように、議会選出の監査委員とご一緒に役割を果たしてまいりたいと決意をしております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

した。

(拍手)

○議長(横山富夫君) 中山キミ子さんありがとうございました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

小林町長。

○町長(小林公明君) 平成18年第2回の玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る6月の7日から本日までの15日間にわたって開かれまして、条例の制定及び一部改正案件、公の施設の指定管理者の指定案件、そして玖珠町監査委員の選任案件など、40の議案と報告案件1件を上程させていただいたところでございます。議員各位には、それぞれの議案につきまして、終始活発なご議論と慎重なるご審議を賜りまして、いずれの案件もご承認をいただきましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

本会議をはじめ、各委員会の審議や審査、協議の過程においては、本町が抱える様々な課題につきまして、貴重なご議論と多くのご提言をいただいたところでございます。年度が始まりまして3ヵ月が終わろうとしておりますけれども、今後の町財政、町行政それぞれにこのご意見を反映させてまいりたいと、かように考えているところでございます。

さて、ただいまも地方自治法の99条に基づきます議会の意見書の提出が採択されたところでありますけれども、大分県、大分県市長会、大分県町村会、そして、それぞれの議会の議長会で組織いたしますいわゆる地方六団体でございますけれども、この県内の地方六団体は今月の12日に大分県庁で代表者会議を開きまして、地方交付税の削減や人口面積に基づく新しい交付税制度の導入に反対いたしまして、交付税の総額確保や財源調整機能の堅持を求める地方交付税改革に関する緊急アピールというものを決議したところであります。併せて今後政府与党や関係省庁、国会議員への働きかけを強めていくことを確認いたしました。この緊急アピールは、先ほどの議決にもございましたように、地方交付税が地方固有の財源であり、国の財政再建を目的とした一方的な削減や法定率の引き下げを行わないことなどを求めているものでございます。今議会の冒頭開会日に申し上げましたけれども、現在、国が考えておりますような、人口面積によります新型交付税ということになった場合、人口規模の小さな町村では、基本的な行政サービスをも維持することが難しくなるおそれがございます。来月7月の中旬までには、来年度の経済財政運営の基本方針いわゆる「骨太の方針」というものが示されるというふうに思っておりますけれども、地方交付税の制度改変、削減は、くれぐれも慎重に国・地方を通じた徹底した議論を尽くして実施されるべきであるというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、地方財政は、今後とも右肩下がり、非常に厳しい状況が続く見込み

でございます。今後の町政の執行につきましては、これまで以上の行財政の効率化、合理化を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、メルヘンの森スポーツ公園のことでございますが、来る6月24日、大分県内の国体施設、国体会場施設の建設では最初となりますメルヘンの森のスポーツ公園ホッケー場の完成記念イベントを計画いたしているところでございます。当日は、記念式典のほか、ホッケーでは、国内でも強豪と言われております実業団トップクラスのチームを招待し、青年女子であります森クラブチームとの記念試合なども実施する予定となっております。議員の皆様におかれましては、ご多忙の折とは存じますが、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、環境についてであります。本日6月21日、恒例となっております「一人ひとりが主役、家庭からはじめるCO₂削減」ということをテーマに「121万人夏の夜の大作戦キャンドルナイト」が行われます。キャンドルナイトであります。このイベントは、午後8時から10時までの2時間を野外照明、看板照明、屋内照明などのライトオフ（ライトオフ消灯であります）、またライトダウンを行おうとするものでありまして、主催者であります大分県は、官公庁や事業所等に対して趣旨の理解と実施を呼びかけているところでございます。このことを受けまして玖珠町では、「広報くす」6月号で町民の皆さんに協力をお願いいたしました。家庭では家族が1つの部屋に集まり、キャンドルを灯して揺らめく光の中で一家団欒で過ごしてはいかがでしょうか。一人ひとりのちょっとした心がけでこの6月21日、夏至の日がすばらしい夜へと変身するものと思われまふ。せめて今夜は、早く家路に着きたいというふうに考えてるところであります。

なお、玖珠町役場におきます事業所としてのCO₂削減の取り組みでございますが、庁舎内の冷暖房費の節減、正午から1時間の消灯、燃えるごみの減量化、リサイクルに向けた分別の徹底等にはすでに取り組んでいるところでありますけれども、明日から職員のエコスタイルとしてのクールビズへの取り組み、公用車のアイドリングストップ、それから毎月2回、第1金曜日と第3金曜日には、職員のノーマイカーデーを実施するという取り組みを決めているところであります。また、7月1日は、今年で5回目となります玖珠町環境保全の日でございます。当日朝の8時からJA玖珠九重農協前の河川敷周辺の清掃作業の実施を予定いたしております。玖珠町議会をはじめ、町内各種機関、団体、企業から多くの参加者が見込まれてるところであります。好天に恵まれて作業効率が上がることを願っているところでございます。議会の皆さん方も大変と思いますが、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、誠に残念な報告をしなければなりません。

去る6月1日でございますが、大分県立森高校のグラウンド、これはテニスコートでありますけれども、その近くで差別文書が放置されてるのが発見されました。このビラは、A4サイズでありますけれども、部落差別を内容とし、表現するものでありまして、このビラを生徒が発見し学校当局に届け出たことからこの問題が発覚したところでございます。

基本的人権を尊重して、差別のない明るい社会を築くことは、行政に課せられた1つの使命でもあります。当町といたしましては、ご案内のように、これまでも人権同和行政を推進し、町民の啓発に力を入れてまいったところであります。それだけに今回の差別事象は、誠に残念でありまして、このような行為をした、どなたかわかりませんが、このような行為をした人に対する憤りとこれまでの人権同和行政に対す施策のむなしさというものを感じているところでございます。当面の対応は、すぐさまに実施いたしましたけれども、町としては、このような事態の発生にめげることなく、これから先も人権同和行政の推進に力を入れてまいりたいというふうにご考えておりますので、詳細はまた折に触れてご報告申し上げますけれども、議会のご理解ご協力もよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

さて、気象庁は、今月に入りまして入梅を発表いたしておりますけれども、現在のところは、雨量が少なく好天に恵まれてるようでございます。しかしながらこの時期に雨が少ないということは、集中豪雨に見舞われる危険性がそれだけに高いということでございまして、油断は禁物であります。突然の災害が起こらないように、防災に万全の備えをしたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましては、健康に十分にご留意のうえ引き続き町政の進展のためにご活躍されますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変ご苦勞様でございました。

○議 長（横山富夫君） ありがとうございます。

閉会に当たりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

15日間にわたりまして、議員各位はもとより、執行部におきましても、終始極めて真摯なご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ました。厚く御礼を申し上げます。

先日の新聞によりますと、政府は、新型交付税の導入について、経済財政諮問会議や財政制度審議会などで交付税の総額削減を限定とした議論が進められているとの報告がなされ、当議会も本日の日程の中で意見書を政府に提出したところでございます。今後の動向如何によりますが、地方財政の運営が危惧されるところであります。その中で、単独で行政運営を余儀なくされたわが玖珠町は、行財政改革5か年計画を策定し、いままに行財政改革の真っ最中でありまして、行財政改革全般におきまして、小林町長が開会日の施政方針で述べましたように、行政のスリム化は無論のこと、町民各位、各種団体などのご理解をいただき、事務事業の見直しや縮小あるいは廃止をし1年が過ぎました。先般の町長との研修会時におきましても、町長より発言がありましたように、計画初年度の削減目標額をクリアしたのではないかと思います。今後も5ケ年計画のキャッチフレーズであります経費節減、夢実現をめざして町民各位のご協力のもと計画が実効性あるものになるよう執行部とともども議会といたしましても、その実現に向けて努力を傾注してまいりたいと考えるところでございます。

なお14日の本会議にて宿利議員より訂正の発言の申し出がありました。文言中の「堆肥まがいのへんな物が搬入されている」のを「堆肥として搬入されている」に変更することといたしましたので、報告を申し上げます。

これもちまして、平成18年第2回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年6月21日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員